

【会議録（要点筆記）】

会 議 名	平成 30 年度 第 1 回 鹿屋市男女共同参画審議会
場 所	市役所別館 第 1 ・ 第 2 会議室
日 時	平成 30 年 10 月 5 日（金） 13:30～14:45
出 席 者	<p>【委員】（出席 13 名、欠席 3 名） 敬称略          森克己、前田賢治、大宮司由美子、内倉友美、鶴丸映子、前田浩志、齋藤鈴子、本白水利広、堀之内節子、鎌ヶ迫良子、松元和彦、永山美鈴、原田すず子</p> <p>【市（事務局：市民生活部 市民課 男女共同参画推進室）】          四元部長、森課長、的場室長、末吉次長</p>
会次第	1 開会 2 委員紹介 3 会長・副会長選出 4 会長あいさつ 5 議事 (1) 第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画について (2) その他 6 閉会

【協議における主な意見等】

発言者	主な意見等
事務局	<p>&lt;会長・副会長選出&gt;  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">委員の互選により、会長に森氏、副会長に齋藤氏を選任</span></p> <p>&lt;会長あいさつ&gt;</p> <p>&lt;議事&gt;            (1) 「第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画について」</p> <p>【説明】</p>
議長（会長）	事務局の説明を聞いて、あるいは計画素案について、質問・意見はないか。
委員	市の審議会の女性委員の登用について記載されているが、現在鹿屋市の審議会はいくつあるのか。
事務局	61 の審議会等がある。
委員	それらの審議会の委員のうち、女性は何人くらいか。

事務局	審議会全体で 688 名の委員がおり、そのうち女性は 196 名である。
委員	計画素案の中に「被害者の安全確保と自立の支援」とあるが、実際にあったケースで、DV被害者の女性が、夫と住んでいる家から他のところへ避難しようとした時、市営住宅への入居が難しかったということがあった。新しい計画が策定されることで、市が実施する具体的なサービスが変わるのか。変わるとしたらどのように変わるのか。
事務局	具体的な事業については、基本計画に基づいて、実施計画を作成し、各課がどのような事業をするかを決定する。今の話についても担当課に伝えて、被害者に有益になるようにしていきたい。
委員	市役所の担当も親身になって対応してくれた。緊急性がある場合には、迅速に対応できるようにしてほしい。
委員	DVに関する取組に関連して、被害者が警察に相談するなど、市役所以外の機関が関係する場合があると思うが、他機関との連携はどうなっているのか。
事務局	市では配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談員を常駐させている。警察など他の機関とも連携をとって対応している。緊急の場合には 110 番へ連絡してほしい。
委員	この計画は「素案」ということだが、これが元になってできる計画は概念的なものであり、今後どのようにして市の具体的な取組につなげていくかが大切だと思われる。この計画が具体的に反映されるシステムはどのようにしているのか。
事務局	現プランでも具体的な施策を示した実施計画というものがあり、目標を達成するための各課の取組について評価したものを集め、ホームページ等で公表している。新しい計画も、重点目標等に向かって各課の事業を進めていく。
委員	各セクションが具体的な取組を進めていくところまで、男女共同参画推進室で見届けるのか、それとも各セクションに任せるのか。
事務局	新基本計画にあわせて、既存の事業に加え新しい事業についても、各課にお願いをすることがあるかもしれない。関係課長を集めた行政推進連絡会議の中でも協議をしていく。具体的な取組については、各課で意識を持って進めていってもらおう。

委 員	具体的な事業の主体は各課ということか。
事務局	そのとおりである。
事務局	【説明】（「めざす姿（将来像）案の設定について）」
議長（会長）	3つの案の中で、3案だけが「男女」という言葉が入っていないが、なぜか。
事務局	市役所関係課の職員で構成されている作業部会において、「男女」という言葉をあえて使わないという提案があったため、このようにした。一人ひとりと向き合うという意味でこのような表現となっている。
委 員	「鹿屋市男女共同参画推進条例」の前文では「性別に関係なく」という表現がある。性ではなく、個人、性差を個性、キャラクターとして見ていく、お互いを認めていくという考え方なのか。 資料を見ると、志布志市の将来像には「男女」が入っている。県は入っていない。鹿屋市はどのように考えているのか。
事務局	新しい計画の中では、性差やLGBT、性の多様性に関する問題についても盛り込んでいる。男女の性差をなくした「一人ひとり」としてとらえるという考え方から、3案はこのようにした。
議長（会長）	この3つの案で審議会委員の決を取りたい。3つの案のうち、「めざす姿」としてふさわしいと思うものに挙手をしてほしい。 （1つの案ごとに委員が挙手）
議長（会長）	3案が一番多かったので、3案を審議会の意見として決定する。
議長（会長）	（2）その他 「その他」として、委員から男女共同参画について日頃感じていることはないか。
委 員	自分の周囲でも子育て中の女性が多く働いている。以前と比べると子育てしながら働けるような保育所等の整備が大分進んできているが、2～3か月待たないと入れない園等もあるようだ。男女が共に働いていくためには、パートナーとお互い協力しあうことが必要であり、男女共同参画が根付けばもっと生活しやすくなるのではないかと思う。
委 員	先日、男女共同参画推進室の講師派遣の事業を利用してワーク・ライフ・バランスセミナーを実施した。経営者向けの組織としての取組につ

<b>事務局</b>	<p>いての内容だったが、話を聴くことで一つでも使えることがあれば実行していき、それが全体へつながっていけばいいと思った。</p> <p>無料で講師を派遣してもらえる制度なので、おすすめしたい。</p> <p>今の話にあったのは「男女共同参画お届けセミナー」という事業であり、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、ハラスメント等に関するおむね 15 名以上の参加が見込まれる研修に講師を派遣する制度である。今年度はあと 1 団体分募集枠があるので、そのような計画があったらぜひ利用してほしい。</p>
------------	---